

平成 19 年 4 月 19 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
株式会社三菱東京 UFJ 銀行

カブドットコム証券株式会社に対する公開買付けの結果について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄、以下「MUFG」といいます。）の子会社である株式会社三菱東京 UFJ 銀行（頭取 畔柳 信雄、以下「当行」又は「公開買付者」といいます）は、平成 19 年 3 月 5 日開催の取締役会において、カブドットコム証券株式会社（以下「カブドットコム証券」又は「対象者」といいます。）株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 19 年 3 月 20 日から実施していましたが、本公開買付けが平成 19 年 4 月 18 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

また、平成 19 年 3 月 5 日に発表しました当行とカブドットコム証券との業務提携強化の柱の一つである、当行を所属銀行とするカブドットコム証券の銀行代理業のサービスを、本日より一部開始いたしました。今後も当行並びに MUFG グループ各社では、証券仲介業、銀行代理業及び総合カード事業等の各分野でカブドットコム証券との提携業務を充実させ、MUFG グループがインターネットを通じて提供する金融サービスの一層の充実を目指してまいります。

記

1. 買付け等の概要（平成 19 年 3 月 5 日公表）

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社三菱東京 UFJ 銀行
東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号

(2) 対象者の名称

カブドットコム証券株式会社

(3) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①買付予定数	②超過予定数
普通株式	94,000 株	－ 株
合計	94,000 株	－ 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数（94,000 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（94,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、証券取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 端株については、本公開買付けの対象となりません。

(4) 買付け等の期間

平成19年3月20日（火曜日）から平成19年4月18日（水曜日）まで（21営業日）

(5) 買付け等の価格

1株につき、240,000円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	94,000株	－株	345,596株	94,000株
合計	94,000株	－株	345,596株	94,000株

(2) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	253,320個	(買付け等後における株券等所有割合 25.97%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	14,527個	(買付け等後における株券等所有割合 1.49%)
対象者の総株主の議決権の数	975,553個	

(注) 対象者の総株主の議決権の数は、最新の情報として対象者から提供を受けた、平成19年3月31日付の株主名簿に記載された数値を記載しております。この数は、対象者が平成18年12月21日に提出した第8期中半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の総株主の議決権971,503個に、同半期報告書に記載された対象者の平成15年11月27日開催の臨時株主総会において決議された旧商法に基づく新株予約権の一部が、平成18年10月1日以降平成19年3月31日までに権利行使されたことにより発行等された株式に係る議決権4,050個を加えた数になります。

(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（345,596株）が買付予定数（94,000株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えたため、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株（あん分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の株数の部分がある場合は当該1株未満の株数）減少させました。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなったため、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定しました。

(4) 買付け等に要する資金

買付け等に要する資金等の合計	22,663 百万円
買付代金	22,560 百万円
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総数	—

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱 UFJ 証券株式会社（公開買付代理人）	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号
カブドットコム証券株式会社（復代理人）	東京都中央区新川一丁目 28 番 25 号

② 決済の開始日

平成 19 年 4 月 26 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、復代理人経由で応募した場合の通知書は、カブドットコム証券のホームページ（<http://www.kabu.com/>）に記載される方法によるオンライン上の手続により交付されます。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(6) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

3. 本公開買付けによる業績への影響の見通し

本件の影響を踏まえた平成 20 年 3 月期業績予想については現在精査中であり、平成 19 年 3 月期決算の発表時に公表します。

4. 本公開買付け後の方針等

(1) カブドットコム証券の連結子会社化

本公開買付けにより、MUFG 及びその子会社が保有するカブドットコム証券の普通株式に係る議決権の合計の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.36%となりました。今後、本年 6 月に開催される予定のカブドットコム証券の定時株主総会において、MUFG 又は公開買付者を含む MUFG の子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めることを通じて、カブドットコム証券は MUFG の連結子会社となる予定です。

また、カブドットコム証券は、株式会社東京証券取引所市場第 1 部に上場しておりますが、本公開買付け後も引き続き上場を維持する方針です。

(2) 銀行代理業の開始

カブドットコム証券は、本日より当行を所属銀行とする銀行代理業を一部開始しました。当初は関係者向けに限定して、カブドットコム証券のホームページやメールオーダーサービスを通じて、当行の普通預金口座開設、銀行本体発行のキャッシュカード一体型クレジットカード（スーパーIC カード）の申し込み受付を試行し、本年 5 月より、本格的にサービスを開始する予定です。現在、カブドットコム証券を経由してお申し込みされたお客さま向けのサービスの充実やキャンペーン実施などを検討・準備中であり、決定次第、ホームページ等を通じて順次お知らせしてまいります。

当行では、既に証券仲介業や各種決済業務の分野でカブドットコム証券との提携サービスを、インターネットを通じて提供しておりますが、今回の銀行代理業のサービス開始を契機に、リテール分野におけるネット取引のより一層のサービス向上を図ってまいります。

5. その他

平成 19 年 3 月 12 日付で、伊藤忠商事株式会社ほか 1 社から連名で提出された大量保有報告書の変更報告書 (No.3) によれば、平成 19 年 3 月 6 日に伊藤忠商事株式会社は、その保有するカブドットコム証券株式のうち 72,000 株 (株券等保有割合 7.41%) を市場外にて処分したとのことです。同報告書記載の変更の結果、伊藤忠商事株式会社はカブドットコム証券の筆頭株主及びその他の関係会社ではなくなり、本日現在、当行がカブドットコム証券の筆頭株主となっております。また、同報告書によれば、伊藤忠商事株式会社の子会社である伊藤忠ファイナンス株式会社も、上記処分と同時に、その保有するカブドットコム証券株式のうち 23,000 株 (同 2.37%) を市場外にて処分したとのことです。

また、平成 19 年 3 月 13 日付で、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社から連名で大量保有報告書及び大量保有報告書の変更報告書 (No.1)、同年 4 月 6 日付で変更報告書 (No.2) の提出がありました。各報告書によれば、平成 19 年 3 月 6 日にみずほ証券株式会社は、カブドットコム証券株式 95,000 株を市場外にて取得しており、平成 19 年 3 月 30 日現在、カブドットコム証券株式 67,284 株を保有しているとのことです。また、各報告書によれば、みずほ証券株式会社の共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社も平成 19 年 3 月 30 日現在、カブドットコム証券株式 12,580 株を保有しているとのことです。

以 上